

福岡県公報

平成30年12月21日
第4053号

目次

告示(第1132号-第1139号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 5

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 5

公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 7

再掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) …………… 8

告示

福岡県告示第1132号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市志摩野北	新生丸組 西崎 秀太	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区 (野北加入区)	小型船びき網漁業及び総 トン数10トン以上100ト ン未満の漁船により営む 漁業
〃	久家 貞幸		

福岡県告示第1133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

飯塚	豆田線 稲築	嘉麻市岩崎1322番1先から 嘉麻市岩崎1316番2先まで
----	-----------	----------------------------------

福岡県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
八女	県道	柳川線 筑後	前	筑後市大字馬間田979番1先から 筑後市大字水田242番5先まで	4.3 ～ 38.9	2,963.4	うち県道瀬高久留米線重用延長300.0メートル
			前	筑後市大字馬間田979番1先から 筑後市大字水田242番5先まで	6.3 ～ 37.5	3,373.2	
			後	筑後市大字馬間田979番1先から 筑後市大字水田242番5先まで	6.3 ～ 30.0	3,373.2	

福岡県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳川線 筑後	筑後市大字中折地107番1先から 筑後市大字常用113番1先まで

福岡県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女線 瀬高	前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			前	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	14.6 ～ 42.0	2,403.7
			後	筑後市大字津島1461番先から みやま市瀬高町本郷1706番3先まで	7.0 ～ 35.0	2,782.5

福岡県告示第1137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女高瀬線	筑後市大字常用1233番1先から 筑後市大字常用43番2先まで

福岡県告示第1138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	水田大川線	前	筑後市大字水田422番先から 筑後市大字井田910番1先まで	5.4 ～ 42.6	2,614.4
			後	筑後市大字水田239番1先から 筑後市大字井田910番1先まで	5.4 ～ 42.6	2,954.6

福岡県告示第1139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成

30年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	200号	筑紫野市大字山家5169番6先から 筑紫野市大字山家5168番3先まで

公 告

公告

辻垣・道場寺・高瀬土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
中江 廣昭	行橋市大字高瀬93番地6

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成30年11月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル新宮店

(2) 所在地 糟屋郡新宮町大字原上1812-1

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐車場No.1	160台	-
駐車場No.2	168台	124台
駐車場No.3	49台	45台
駐車場No.4	243台	278台
合計	620台	447台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	変更前	変更後
駐輪場No.1-1	125台	20台
駐輪場No.1-2	60台	30台
駐輪場No.2	125台	52台
合計	310台	102台

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
出入口の数	出入口の数
5	4

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画公園の変更（北九州市決定）（平成30年12月4日北九州市告示第469号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画道路の変更（平成30年12月7日遠賀町告示第77号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画下水道の変更（遠賀町決定）（平成30年12月7日遠賀町告示第78号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市徳重一丁目686番1、701番1、701番2、701番6から701番8、702番1、703番1、704番6、704番8及び704番9並びに徳重1111番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町苅田3787番地62

株式会社オートウェイ

代表取締役社長 倉元 進

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市井原字中ノ上992番1及び992番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区塩原三丁目17番8-301号

池松 陸子

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成30年12月21日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・46-4号曾根行橋線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課福岡市博多区東公園7番7号

福岡県京築県土整備事務所豊前市大字八屋2007番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

監査委員

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査結果の報告（平成30年3月29日29監総第504の2号）に基づき、福岡県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12条の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月21日

福岡県監査委員 山下 芳郎

同 行正 晴實

同 岩崎 勇

同 江藤 秀之

30教財第1000号
平成30年12月3日

福岡県監査委員 山下 芳郎 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 江 藤 秀 之 殿

福岡県教育委員会

監査結果に係る措置について（報告）

平成30年3月29日29監総第504の2監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
	授業料において、調定が171日 遅延していた。	教育委員会が作成した就学支援金・奨学給付金等 事務スケジュール表どおりに事務処理を行い、事務 長が進捗状況を確認することで再発防止を図る。
教育委員会	特別支援教育就学奨励費（扶助 費）の寄宿舎居住に伴う日用品等購 入費において、支給区分を誤ったた め、支給不足となっていた。	寄宿舎居住に伴う日用品等購入費や学用品・通学 用品購入費の領収書添付台紙を色用紙で仕切り、イ ンデックスを付して支給区分を混同しないようにす ることで誤りを防ぐ。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第335号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成30年12月21日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成31年3月26日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成31年3月27日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成31年2月18日（月）から同年2月20日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

- (5) 検定手数料
14,000円
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。
※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。
ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。
エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。
- 8 成績証明書の交付
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。
- 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1131号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成30年12月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2 - ({ [2 - (4 - エチル - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール及びその塩類
(2) 化学名 3 - [1 - (1 - ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール及びその塩類
(3) 化学名 キノリン - 8 - イル = 1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシラート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に

基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成30年12月20日